

鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例施行規則（平成2年鳥取県西部広域行政管理組合規則第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(喫煙等の禁止場所の指定)</p> <p>第3条 条例第23条第1項の消防局長が指定する場所は、<u>次に掲げる</u>場所とする。</p> <p>(1) 喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品を持ち込んではない場所</p> <p>ア [省略]</p> <p>イ 観覧場の舞台及び客席（喫煙にあつては、屋外の客席及び<u>全</u><u>て</u>の床が不燃材料で造られた客席を除く。）</p> <p>ウ～オ [省略]</p> <p>(2) 火災予防上危険な物品を持ち込んではない場所</p> <p>ア 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（前号アから<u>ウ</u>までに掲げる場所を除く。）</p> <p>イ [省略]</p> <p>(火災予防上危険な物品の指定)</p> <p>第4条 条例第23条第1項の火災予防上危険な物品は、<u>次に掲げる</u>物品（常時携行するもので軽易なものを除く。）とする。</p> <p>(1) [省略]</p> <p>(2) 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）<u>第2条第1項第1号</u>に規定する可燃性ガス</p> <p>(3) [省略]</p> <p>(喫煙等の禁止行為の特例)</p> <p>第5条 条例<u>第23条第1項</u>ただし書の特に必要な場合は、業務遂行上やむを得ず喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予</p>	<p>(喫煙等の禁止場所の指定)</p> <p>第3条 条例第23条第1項の消防局長が指定する場所は、<u>次の各号に</u>掲げる場所とする。</p> <p>(1) 喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品を持ち込んではない場所</p> <p>ア [省略]</p> <p>イ 観覧場の舞台及び客席（喫煙にあつては、屋外の客席及び<u>す</u><u>べ</u><u>て</u>の床が不燃材料で造られた客席を除く。）</p> <p>ウ～オ [省略]</p> <p>(2) 火災予防上危険な物品を持ち込んではない場所</p> <p>ア 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（前号ア、<u>イ</u>及び<u>ウ</u>に掲げる場所を除く。）</p> <p>イ [省略]</p> <p>(火災予防上危険な物品の指定)</p> <p>第4条 条例第23条第1項の火災予防上危険な物品<u>とは、次の各号に</u>掲げる物品（常時携行するもので軽易なものを除く。）とする。</p> <p>(1) [省略]</p> <p>(2) 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）<u>第2条第1号</u>に掲げる可燃性ガス</p> <p>(3) [省略]</p> <p>(喫煙等の禁止行為の特例)</p> <p>第5条 条例<u>第23条第1項</u>のただし書の特に必要な場合は、業務遂行上やむを得ず喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災</p>

防上危険な物品を持ち込むことが必要な場合とする。

(喫煙等の禁止行為の解除申請等)

第6条 [省略]

2 消防署長は、前項の申請書の提出を受けたときは、当該申請の内容を審査し、喫煙等承認通知書（別記様式第1号の2）又は喫煙等不承認通知書（別記様式第1号の3）により当該申請をした者に通知するものとする。

(指定催しの指定通知書)

第6条の2 条例第42条の2第3項の規定による指定催しとしての指定の通知は、別記様式第1号の4に規定する通知書により行うものとする。

(届出)

第7条 条例第42条の3第2項、第43条、第44条、第45条第1項、第45条の2及び第46条の規定による届出の届出書の様式、添付書類、提出部数及び届出期日は、別表第3に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ない事情がある場合には、条例第45条第1項第1号、第4号及び第5号の規定による届出の届出書の提出を口頭による届出に代えることができるものとする。

3 消防局長又は消防署長は、第1項の届出書の提出を受けた場合において、当該届出書の記載事項に誤りがなく、必要な図書の添付を確認したときは、これを受理するものとする。

4 [省略]

(洞道等の指定等)

第8条 条例第45条の2第1項の規定により、消防局長が消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるものとして指定するもの（以下「指定洞道等」という。）は、通信ケーブル又は電力ケーブル（以

予防上危険な物品を持ち込むことが必要な場合とする。

(喫煙等の禁止行為の解除申請等)

第6条 [省略]

2 消防署長は、前項の申請書の提出を受けたときは、申請内容を審査し、喫煙等承認通知書（別記様式第1号の2）又は、喫煙等不承認通知書（別記様式第1号の3）を申請者に通知するものとする。

(指定催しの指定通知書)

第6条の2 消防局長は、条例第42条の2第3項の規定により、指定催しとして指定したときは、別記様式第1号の4により通知するものとする。

(届出)

第7条 条例第42条の3第2項、第43条、第44条、第45条、第45条の2及び第46条の規定による届出の届出書の様式、添付書類、提出部数及び届出期日は、別表第3に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ない事情がある場合にあっては、条例第45条第1号、第4号及び第5号の規定による届出の届出書の提出を口頭による届出に代えることができるものとする。

3 消防局長又は消防署長は、第1項の届出書の提出を受けた場合において、届出書の記載事項に誤りがなく、必要な図書の添付を確認したときはこれを受理するものとする。

4 [省略]

(洞道等の指定等)

第8条 条例第45条の2第1項の規定により、消防局長が消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるものとして指定するもの（以下「指定洞道等」という。）は、通信ケーブル又は電力ケーブル（以

下「通信ケーブル等」という。)の敷設、改修工事又は維持管理のため通常人が出入りすることができるもので、次に掲げるものとする。

(1) 通信ケーブル等の敷設を目的として設置された洞道のうち、次のいずれかに該当するもの

[省略]

イ 共同溝（共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）第2条第5項に規定する共同溝をいう。以下同じ。）と接続する洞道

(2) [省略]

(3) 前2号の洞道又は共同溝の管理を目的として設置された地下道又は隧道

(4) 前3号に掲げるもののほか、消防局長が必要と認める洞道等

2 [省略]

別表第3（第7条関係）

届出内容 (適用条項)	届出書の様式	添付書類	提出部数	提出期日	摘要
火災予防上必要な業務に関する計画提出書（条例第42条の3）	別記様式第1号の5	条例第42条の3第1項各号に掲げる事項を記載した計画書	1部	開催する日の14日前	
[省略]					
火を使用する設備等の設置（条例第44条第1号から第8号の2まで）	別記様式第4号	当該設備の設計図書	1部	着工の日の5日前	
変電設備等の設置（条例第44条第9号か	別記様式第5号	当該設備の設計図書	1部	着工の日の5日前	

下「通信ケーブル等」という。)の敷設、改修工事又は維持管理のため通常人が出入りすることができるもので、次の各号に掲げるものとする。

(1) 通信ケーブル等の敷設を目的として設置された洞道のうち次のいずれかに該当するもの

ア [省略]

イ 共同溝（共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）に基づく「共同溝」をいう。以下同じ。）と接続する洞道

(2) [省略]

(3) 前2号の洞道又は共同溝の管理を目的として設置された地下道又は隧道

(4) 前各号に掲げるもののほか、消防局長が必要と認める洞道等

2 [省略]

別表第3（第7条関係）

届出内容 (適用条項)	届出書の様式	添付書類	提出部数	提出期日	摘要
火災予防上必要な業務に関する計画提出書（条例第42条の3）	別記様式第1号の5	条例第42条の3第1項第1号から第6号に規定する事項を記載した計画書	1部	開催する日の14日前	
[省略]					
火を使用する設備等の設置（条例第44条第1号から第8号の2）	別記様式第4号	当該設備の設計図書	1部	着工の日の5日前	
変電設備等の設置（条例第44条第9号か	別記様式第5号	当該設備の設計図書	1部	着工の日の5日前	

ら第13号まで)					
[省略]					
火災と紛らわしい煙又は火災を發するおそれのある行為(たき火を含む。)(<u>条例第45条第1項第1号</u>)	別記様式第8号	当該行為を行う場所の見取図	1部	実施の日の1日前	緊急その他やむを得ない事情がある場合には、届出書の提出を口頭による届出に代えることができる。
煙火の打ち上げ又は仕掛け(<u>条例第45条第1項第2号</u>)	別記様式第9号	打ち上げ又は仕掛けの場所の略図	1部	実施の日の3日前	
催物の開催(<u>条例第45条第1項第3号</u>)	別記様式第10号	使用する防火対象物の略図	1部	開催の日の3日前	
水道の断水又は減水(<u>条例第45条第1項第4号</u>)	別記様式第11号	断水又は減水の区域の略図	1部	実施の日の3日前	緊急その他やむを得ない事情がある場合には、届出書の提出を口頭による届出に代えることができる。
消防隊の通行等に支障のある道路工事(<u>条例第45条第1項第5号</u>)	別記様式第12号	工事を施行する区域の略図	1部	実施の日の3日前	緊急その他やむを得ない事情がある場合には、届出書の提出を口頭による届出に代えることができる。
露店等の開設届出書(<u>条例第45条第1項第6号</u>)	別記様式第12号の2	露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図	1部	実施の日の3日前	
[省略]					

ら第13号)					
[省略]					
火災とまぎらわしい煙又は火災を發するおそれのある行為(<u>条例第45条第1号</u>)	別記様式第8号	当該行為を行う場所の見取図	1部	実施の日の1日前	緊急その他やむを得ない事情がある場合にあっては、届出書の提出を口頭による届出に代えることができる。
煙火の打ち上げ又は仕掛け(<u>条例第45条第2号</u>)	別記様式第9号	打ち上げ又は仕掛け場所の略図	1部	実施の日の3日前	
催物の開催(<u>条例第45条第3号</u>)	別記様式第10号	使用する防火対象物の略図	1部	開催の日の3日前	
水道の断水又は減水(<u>条例第45条第4号</u>)	別記様式第11号	断水又は減水区域の略図	1部	実施の日の3日前	緊急その他やむを得ない事情がある場合にあっては、届出書の提出を口頭による届出に代えることができる。
消防隊の通行等に支障のある道路工事(<u>条例第45条第5号</u>)	別記様式第12号	工事施工区域の略図	1部	実施の日の3日前	緊急その他やむを得ない事情がある場合にあっては、届出書の提出を口頭による届出に代えることができる。
露店等の開設届出書(<u>条例第45条第6号</u>)	別記様式第12号の2	露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図	1部	実施の日の3日前	
[省略]					

様式第4号（第7条関係）

炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー
給湯湯沸設備・乾燥設備
簡易サウナ設備・一般サウナ設備 設置届出書
ヒートポンプ冷暖房機
火花を生ずる設備・放電加工機

年 月 日

鳥取県西部広域行政管理組合
消防署長 様

届出者
住所 _____
(電話番号 _____)
氏名 _____

防火 対象 物	所在地	(電話番号 _____)		
	名称		主要用途	

[省略]

工事施行者	住所	(電話番号 _____)
	氏名	

[省略]

備考

[省略]

様式第4号（第7条関係）

炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー
給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備 設置届出書
ヒートポンプ冷暖房機
火花を生ずる設備・放電加工機

年 月 日

鳥取県西部広域行政管理組合
消防署長 様

届出者
住所 _____ (電話 _____)
氏名 _____

防火 対象 物	所在地	(電話番号 _____)		
	名称		主要用途	

[省略]

工事施工者	住所	(電話 _____)
	氏名	

[省略]

備考

[省略]

様式第 8 号 (第 7 条関係)

火災と紛らわしい煙又は火炎
を發するおそれのある行為の届出書

年 月 日	
鳥取県西部広域行政管理組合 消防署長 様	
届出者 住所 _____ (電話番号 _____) 氏名 _____	
期 間	自 年 月 日 至 年 月 日
場 所	
燃・焼物品の 品名及び数量	
目 的	
そ の 他 必要な事項	
責任者の氏名	
[省略]	

備考

[省略]

様式第 8 号 (第 7 条関係)

火災とまぎらわしい煙又は火炎
を發するおそれのある行為の届出書

年 月 日	
鳥取県西部広域行政管理組合 消防署長 様	
届出者 住所 _____ (電話 _____) 氏名 _____	
期 間	自 至
場 所	
燃・焼物品 品名及び数量	
目 的	
その他必要な 事項	
責任者氏名	
[省略]	

備考

[省略]

様式第9号（第7条関係）

煙火 打ち上げ
仕掛け 届出書

年 月 日	
鳥取県西部広域行政管理組合 消防署長 様	
届出者 住所 _____ (電話番号 _____) 氏名 _____	
打ち上げ 仕掛け 日 時	自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分
打ち上げ 仕掛け 場 所	
周 囲 の 状 況	
煙火の種類及び数量	
目 的	
その他必要な事項	
直接従事する 責任者の氏名	
[省略]	

備考

- 1～4 [省略]
- 5 打ち上げ又は仕掛けの場所の略図を添付すること。

様式第9号（第7条関係）

煙火 打 上 げ
仕 掛 け 届 出 書

年 月 日	
鳥取県西部広域行政管理組合 消防署長 様	
届出者 住所 _____ (電話 _____) 氏名 _____	
打上げ 仕掛け 日 時	自 至
打上げ 仕掛け 場 所	
周 囲 の 状 況	
煙火の種類及び数量	
目 的	
その他必要な 事 項	
直接従事する責任者名	
[省略]	

備考

- 1～4 [省略]
- 5 打上げ又は仕掛け場所の略図を添付すること。

様式第11号（第7条関係）

水道断水届出書

年 月 日
鳥取県西部広域行政管理組合 消防署長 様
届出者 住所 _____ (電話番号 _____) 氏名 _____
[省略]

備考

- 1～3 [省略]
- 4 断水又は減水の区域の略図を添付すること。

様式第12号（第7条関係）

道路工事届出書

年 月 日
鳥取県西部広域行政管理組合 消防署長 様
届出者 住所 _____ (電話番号 _____) 氏名 _____

様式第11号（第7条関係）

水道断水届出書

年 月 日
鳥取県西部広域行政管理組合 消防署長 様
届出者 住所 _____ (電話 _____) 氏名 _____
[省略]

備考

- 1～3 [省略]
- 4 断水又は減水区域の略図を添付すること。

様式第12号（第7条関係）

道路工事届出書

年 月 日
鳥取県西部広域行政管理組合 消防署長 様
届出者 住所 _____ (電話 _____) 氏名 _____

[省略]

備考

1～3 [省略]

4 工事を施行する区域の略図を添付すること。

[省略]

備考

1～3 [省略]

4 工事施工区域の略図を添付すること。

備考 表中の [] の記載は、注記である。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例施行規則別記様式第4号、別記様式第8号、別記様式第9号、別記様式第11号及び別記様式第12号の規定による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。